

343

府縣道第三四四號
 地內廢道敷ヲ村有地ニ拂下方申請
 修築儀ハ本年一月完成相成狀処別紙調書
 通該既修道路敷地トテ福生村及当村民ヲ一五
 九七坪七合四勺五才ヲ寄附仕役ニ付テハ別紙図面
 通廢道敷十ニヶ所合計四百七拾坪四合三勺福
 生村ニ寄附拂下儀特別ノ決議議ヲ以テ御
 聽許相成度組合會決議ヲ經テ此段又申請也

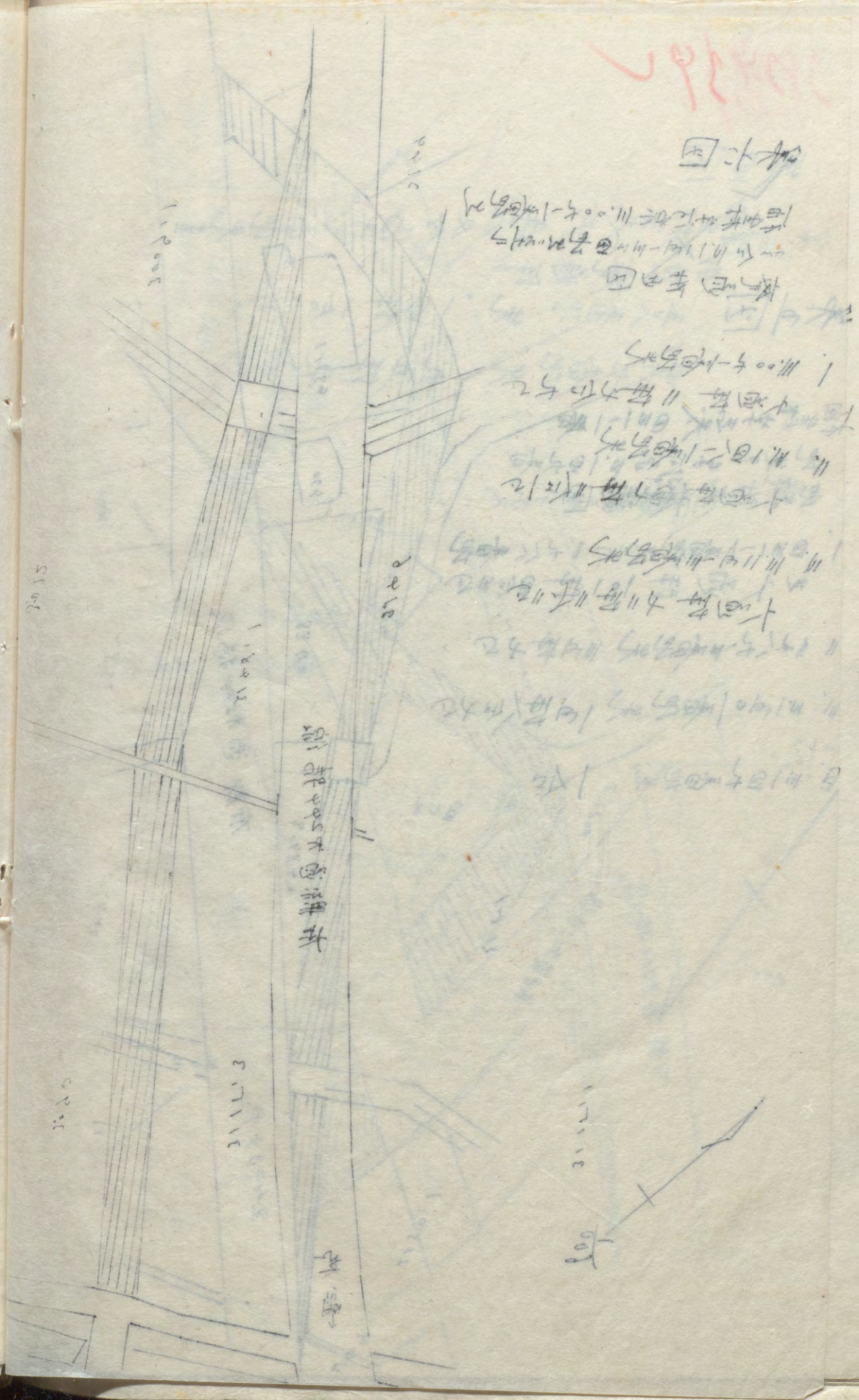
村長

助役

主任

關係書記

福	第	號	昭 和	年	月	日	發案	淨書	校合	往復主任	月	日	發送
---	---	---	--------	---	---	---	----	----	----	------	---	---	----



村長

府知事完

調書

道 寄附坪 一五九七坪 七四五
 通 寄附坪 四七〇坪 四三
 沃 寄附坪

王季子
季子
季子

先所著者

吳
附
坪

摘

要

福生村

一一九

福祿壽三星

当村民外姓名

六五六

福生村

一七一九

外野亞全 金可形
村有地原 界

當村 靖名院外
十三名

合三五四

計

一五九七
七四五

此于外插生枝通數四合八句

廢通坤

府縣通衢

四
七
〇
—
四
三

廣通寺十二所并

嘉慶二十二年

大正十一年
三月三日

大正九年

木下 志 録
明治 22 年 10 月 1 日

卷之八

115 州城

子
 子

11/15

通數部 1.45 部 1.45

高味子

才に有

那古健吉

才之有

本郷甚三郎

才七有

清水伸三郎

才九有

那古山吉

才十有

石川豊三郎

才十有

井梅三郎

才十有

古田三郎

才十五有

井林三郎

才十五有

河本三郎

才十八有

内田三郎

才二十有

才二十有

那古

那古三郎

才二十有

才二十有

才二十有

才二十有

才二十有

才二十有

才二十有

才二十有

第一 昭和三年四月一日現在の戸口調査結果

一議長(鎌田正吉)

第一決命

書に即決

議長方あるべき決命に付する事や令議に照して陽陽島議士
議長方あるべき決命に付する事や令議に照して陽陽島議士

第二決命

議長方あるべき決命に付する事や令議に照して陽陽島議士

議長方あるべき決命に付する事や令議に照して陽陽島議士

議長方あるべき決命に付する事や令議に照して陽陽島議士

議長方あるべき決命に付する事や令議に照して陽陽島議士

議長方あるべき決命に付する事や令議に照して陽陽島議士

一議長(鎌田正吉)

第二決命

書に即決

議長方あるべき決命に付する事や令議に照して陽陽島議士

第二決命

議長方あるべき決命に付する事や令議に照して陽陽島議士

議長方あるべき決命に付する事や令議に照して陽陽島議士

議長方あるべき決命に付する事や令議に照して陽陽島議士

議長方あるべき決命に付する事や令議に照して陽陽島議士

議長方あるべき決命に付する事や令議に照して陽陽島議士

議長方あるべき決命に付する事や令議に照して陽陽島議士

議長方あるべき決命に付する事や令議に照して陽陽島議士

一議長(鎌田正吉)

書に即決

議長方あるべき決命に付する事や令議に照して陽陽島議士

議長方あるべき決命に付する事や令議に照して陽陽島議士

一議長(鎌田正吉)

書に即決

議長方あるべき決命に付する事や令議に照して陽陽島議士

議長方あるべき決命に付する事や令議に照して陽陽島議士

議長(議長)

書記(書記)

合符一致の長、推薦通に長代理者として

某等、村長選挙区敷排下より陳情

議長(議長)

第一議案

書記(書記)

本日の議案(議案)の第一議案として第一議案の議決を

決定議決(議決)

議長(議長)の議決を合符一致の長として第一議案の議決を

お返りするものとして第一議案の議決を

議長(議長)

議長(議長)の議決を合符一致の長として第一議案の議決を

議長(議長)の議決を合符一致の長として第一議案の議決を

議長(議長)の議決を合符一致の長として第一議案の議決を

議長(議長)の議決を合符一致の長として第一議案の議決を

議長(議長)の議決を合符一致の長として第一議案の議決を

議長(議長)の議決を合符一致の長として第一議案の議決を

議長(議長)の議決を合符一致の長として第一議案の議決を

議長(議長)の議決を合符一致の長として第一議案の議決を

田中幸三郎

井梅庄五郎

内田信太郎

野村勘助

村野甚三郎

高崎一

村野甚三郎

村野甚三郎

村野甚三郎

村野甚三郎

村野甚三郎

村野甚三郎

村野甚三郎

福
第
一
三
號

昭和四年七月十日發案

淨書
校合
七月三十日發還

村長

永豐號

助役



校合

七月三十日發送

村
長

東京府知事中山建藏殿

本月十五日第六回組合會ヲ当役場内ニ開會即日議事
完了閉會致候條其要領及報告候也

記

一、昭留軍度當短令其稅特別稅亡數割算定一件
二、福壽稅特別稅亡數割算定一件

示之

高松海壽

升之

高
付
34
—

東京寺西多摩郡福生村熊川村組合役場

△△

鎮村特別税と敷割算定一件

右三件何れも里議より原案通り可決確定ス

四所縣道第七號 町道線道路中福生村地内改修工事施行儀申
請付

右尚場致原案通り可決確定ス

福生第一二二號

昭和四年七月五日
議和 年 月 日
日決裁

淨書

校合

七月五日
往復主任 日發送

村長

助役

主任

關係書記

村長

組合會議員宛

左記三件議定、為来ル二十五年午前九時第六回組合會、當夜場内ニ開會致候條定、刻迄御參集相成度此段及通知候也

記

一 昭和四年當組合特別税と敷割算定一件

二 福生村特別税と敷割算定一件

三 鎮村特別税と敷割算定一件

350

四所道第三號村中青梅嶺中福生村地内改修工事施行儀申請件

福生村
鯉川村
組合會議員

九	八	七	六	五	四	三	二	一
野 島 山 吉	井 上 久 右 衛 門	清 水 仲 五 郎	村 野 甚 三 郎	秋 山 之 亮	野 村 健 吉	高 崎 彌 一	高 橋 角 藏	澤 井 重 五 郎
新	新	新	新	新	新	新	新	新
齋 藤 伊 三 郎	内 田 傳 藏	田 村 彌 三 郎	井 梅 庄 五 郎	古 谷 幸 三 郎	清 水 英 吉	加 藤 市 藏	井 梅 彌 十 郎	石 川 豐 次 郎